

平成22年11月 1日

信用組合広島商銀

暴力団排除条項の導入に伴う預金規定等の改定のお知らせ

当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成22年11月1日より普通預金をはじめとする各種預金規定や、その他の取引の規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（「暴力団排除条項」）を導入することとし、預金口座の開設時など各種取引のお申込の際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明し確約していただくこととします。

これにより、取引の開始後に、申込時の表明確約が虚偽申告であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、取引を停止し、または取引を解約させていただくこととなります。

当組合は、反社会的勢力との一切の関係遮断の取組みを推進しておりますので、お客さまには、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、今回の改定では上記の「暴力団排除条項」の導入のほか、「盗取された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補填」の項目を追加しております。

改定後の規定は、改定前よりお取引をいただいているお客様にも適用されます。

導入する規定（抜粋）

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為